

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟
会員会費規約

2010年6月1日総会

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下、JHFという。)は、JHF定款第7条に基づき、会費による組織運営を図るためこの規約を定める。

(目的)

第2条 この規約はJHFが各会員の会費によって、JHFの事業、組織運営が円滑になされJHFの目的を達成するため、健全な会計予算を確立することを目的とする。

(会費の金額)

第3条 会費の金額は、次の通りとする。

(1)正会員

1年会費 20,000円

(2)フライヤー会員

1年会費 (郵便振替) 5,000円

1年会費 (自動振替) 4,800円

3年会費 (郵便振替) 14,500円

(3)賛助会員

1年会費 20,000円

(会費の納入方法)

第4条 会費の納入方法は、次の通りとする。

(1)正会員会費、賛助会員会費の納入は原則金融機関による振込みとする。その場合の手数料は納入者が負担する。

(2)フライヤー会員会費の納入は郵便振替、集金代行サービスによるコンビニエンスストアでの振込、集金代行サービスによる自動振替とする。ただし、郵便振替手数料は納入者の負担とし、集金代行サービスによる手数料は納入者の一部負担とする。

(3)現金での会費の収受は行わない。

(4)JHFの特に認めた法人または個人は、代行納入することができる。

(会費の返金)

第5条 原則として納入された会費は、理由の如何にかかわらず返金しない。ただし、理事会の承認があれば返金することができる。

(領収書)

第6条 郵便振替で納入された会費の領収書は、郵便局で発行される郵便振替領収書をもって替える。

2 集金代行サービスで納入された会費の領収書は、その振込み領収書をもって替える。

(会計報告)

第7条 JHF会長は、各会員に会計報告をしなければならない。

2 会計報告は年度の決算書とし、機関紙等に掲載することによって報告に替えることができる。

(改廃)

第8条 本規約を改廃する場合は、総会の議決を得なければならない。

附則

この規約はJHFの公益社団法人設立登記のあった日(2011年4月1日)から施行する。